

		設計年月日		令和8年3月19日		
業務区分	物品	業務番号	防災交通課備品第2号		積算者	設計者
履行場所	熊本県菊池郡大津町地内					
幹線（枝線）名						
処理区分						
<p>令和8年度 備品設計書</p> <p>業務名 : 小型動力ポンプ積載車購入（下町班・片俣班）</p>						
履行期間			着手期限	令和 年 月 日		
			完了期限	令和9年3月31日		
業務委託金額			受託者			
備考	小型動力ポンプ積載車 2,000cc以上 ガソリン車 AT車 <u>2台</u> （第3分団下町班、第7分団片俣班）					

総括表

購入備品	数量	単位	単価	金額	備考
小型動力ポンプ積載車	2.0	台			単価表①（1台あたり）
消費税	1.0	式			10%
合計					

小型動力ポンプ積載車購入 単価表①（1台あたり）

品名	規格・品質	数量	単位	単価	金額	備考
消防積載車（AT車）ガソリン2000cc以上	シャーシ型 WキャブAC付	1.0	台			
消防用緊急自動車機装		1.0	式			
赤色回転灯	ブーメラン型 スピーカー一体型 LED	1.0	台			
LED赤色点滅灯		2.0	個			
電子サイレン	50W拡声装置付	1.0	式			
標識灯	分団名記入（1台：第3分団）（1台：第7分団）	1.0	式			
照明灯	12V-35W	1.0	基			
消火器	ABC 20型	1.0	本			
後退警報ブザー		1.0	式			
車輪止め		1.0	組			
アルミ製プッシュアップ式2連梯子	3.6m以上	1.0	脚			
ホース背負器	3本入用	1.0	台			
ホース棚用防水カバー		1.0	枚			
後部連絡ホーン		1.0	式			
ポンプバッテリーブースター装置		1.0	式			
タイヤチェーン		1.0	組			
前部ドライブレコーダー		1.0	式			
登録諸費	検査登録、車庫証明手続、納車、重量税、自賠責、リサイクル	1.0	式			
小計						※千円未満切捨て

小型動力ポンプ積載車特記仕様書

業務番号	防災交通課備品第2号
業務名	小型動力ポンプ積載車購入（下町班・片俣班）
納入場所	大津町役場
納入期限	令和9年3月31日

1. 納車後、担当者が指定する日において、消防団員へ操作説明を実施すること。
2. 最大積載量0.5 t以上2 t以下の四輪自動車であり、車両総重量 3.5 t 未満の普通自動車免許で運転が可能であるもの。
〔排気量 2000cc以上のガソリン車 Wキャブ型〕
3. エアコンを装備していること。
4. 車両装備品は、すべて新規格のものであること。
5. 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合するものであること。
6. 朱色塗装を施し、かつ赤色回転灯及び電子サイレンを備え、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
7. 赤色回転灯、電子サイレン用スピーカー等の取付は、アングル方式ルーフキャリアにより取付けること。また、操作スイッチは、運転席で操作ができることとする。
8. 乗用定員は8名以上とし、後部ボデー内に2名掛以上の補助席を設け安全に乗車できる構造とする。
9. 小型動力ポンプの積載装置は、指定する小型動力ポンプが走行中振動等により移動又は破損を生じないように安全確実に固定し、容易に積みおろしのできる構造とする。
10. 中継槽が、走行中振動等により移動しないように固定し又、容易に積みおろしのできる積載装置を設置すること。
11. ホース10本以上収納できるホース棚を設け、雨避けのシート等を整備すること。
12. ヘルメットを5個以上収納できるフックを設置すること。
13. 無反動ノズル1本、単口スタンドパイプ1本、とび口2本、75mm×8m吸水管、65mm管銃2本、40mm管銃2本、65mm双口分水器1個、65mm差込式異径媒介2個、MHキーハンドル1本、中継槽1個を後部ボデーに設置できる箇所を作ること。
14. 積載ポンプは、後部ボデー右側に積載し右外面よりポンプの運転及び点検が容易にできる構造であること。
15. 積載ポンプは、指示するポンプの寸法を測定し、引出しレールはコ型材でローラベアリング入を使用し、ポンプは容易に引出しのできる構造であること。
16. アルミ製梯子積載は、後部ボデー左側上部に平行に積載すること。
17. 最後部に運転席との連絡ホーンを設置すること。
18. 吸水管積載装置は、右側後方に積載し外側より取外しのできること。
19. バッテリーは、寒冷地仕様とする。
20. ホースブリッジを積載できる構造であること。
21. タイヤチェーンはタイヤサイズと適合していること。
22. 消防法に規定される検定・自主表示・認定・鑑定が必要な附属品及び取り付け部の艤装については、消防法を順守すること。
23. 積載車に指定した文言（消防団名、分団名、班名）及び模様を指定した場所に記入すること。
24. 前部のドライブレコーダーを設置すること。
25. 旧車両の処分については、担当者と協議し、廃車が必要であれば廃車すること。なお、この場合、廃車に必要な各費用を含む。
26. 登録に関する一切の諸経費については受注者が負担する。また、自賠責保険料、自動車重量税及びリサイクル料についても、受注者が負担するものとする。
27. 仕様書に記載のない事項については、担当者との協議の上決定すること。